

射水市

子どもの読書生活充実プラン(第4次)

～たくさんの本との出会い～

令和5年3月

射水市教育委員会

目 次

I	射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定にあたって	1
	【参考】国・県・射水市の子どもの読書活動推進計画に関する動き	2
II	基本目標と基本方針	
	1 基本的な考え方	3
	2 具体的方策の体系	5
	3 子どもの読書生活 拠点ネットワーク図	6
III	子どもの読書生活充実のための具体的方策	
	1 家庭・図書館・地域における子どもの読書活動の推進	7
	2 学校における子どもの読書活動の推進	15
	3 家庭・図書館・地域・学校の協力体制の推進	19
	【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律	21
	射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定までの経緯	23

I 射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定にあたって

平成13年12月12日「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、翌14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が公表されて以降、都道府県や市区町村では子どもの読書環境を整えるためのさまざまな取組が行われてきました。射水市では、平成19年12月に「射水市子どもの読書生活充実プラン」を策定・公表しました。

その後、2次・3次プランの見直しを経ながら子どもの読書生活を充実させる取組を進めてきた結果、本市の市立図書館の児童書の総冊数、及び蔵書総数に対する割合、児童書の貸出冊数、及び貸出総数に対する割合は共に向上しました。また、市内15の小学校、6つの中学校全てに司書教諭が、学校図書館全てに学校司書が専任配置されました。さらに、令和3年度の学校図書館の図書標準整備率は、小学校が平均114.2%、中学校が平均115.5%となっており、市として子どもの読書環境を着実に整備してきたところです。

一方、国の統計では、年齢が上がるにつれ本を読まない子どもが増加しており、令和3年に実施された第67回学校読書調査では、小学生は6.4%、中学生は18.6%、高校生は51.1%の児童生徒が1か月の間に1冊も本を読んでいないと公表されています。射水市立図書館の貸出利用者数の統計でも、小学生、中学生、高校生の順に減少しています。また、射水市の学校図書館における令和3年度の児童・生徒1人当たりの貸出冊数は、小学校では第2学年の90.9冊が一番多く、それ以降は学年が進むと下がり、第6学年は46.4冊でした。中学校では第1学年の15.0冊が一番多く、第3学年は7.0冊と一番少なくなっており、射水市でも学年が上がるごとに読書離れが進んでいる傾向がみられます。

このような中、子どもが読書習慣を身につけるためには、乳幼児のうちから絵本や図鑑などにじかに触れ本になじむことが大切であり、家庭をはじめ、保育園や子育て支援施設、学校など地域全体がそれぞれの役割の中で切れ目なく支援することによって、読書機会の確保や環境の整備を進め、読書活動を推進していくことが求められています。乳幼児を対象とした子ども会・おはなし会の開催回数や読みきかせ等ボランティア登録者数の減少が続いており、今後の催事企画の内容やボランティアの育成が課題となってきています。

これらのことを踏まえ、射水市は、第3次プランまでの基本目標と基本方針を継続しつつ、子どもの発達段階ごとの読書傾向に応じた取組を具体的に示し、令和5年度から令和9年度の5年間で計画の実施期間とする「射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)」を策定します。

【参考】国・県・射水市の子どもの読書活動の推進計画に関する動き

	国	富山県	射水市
平成13年度	平成13年12月 「子どもの読書推進に関する法律」の 公布・施行		
平成14年度	平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画」の閣議決定		
平成15年度		平成15年12月 「富山県子ども読書活動推進計画」 の策定・公表	
平成16年度			
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度	平成20年3月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第二次)」の閣議決定		平成19年12月 「射水市子どもの読書生活充実プラ ン」の策定・公表
平成20年度		平成21年3月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第二次)」の策定・公表	
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			平成25年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラ ン(第2次)」の策定・公表
平成25年度	平成25年5月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第三次)」の閣議決定	平成26年3月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第三次)」の策定・公表	
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			平成30年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラ ン(第3次)」の策定・公表
平成30年度	平成30年4月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第四次)」の閣議決定		
令和元年度		平成31年4月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第四次)」の策定・公表	
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			令和5年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラ ン(第4次)」の策定・公表

このプランの目標及び方針は、「射水市教育振興基本計画」の基本理念である「豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」に基づき、次のとおりとします。

目標

- ## 方針

- [illegible]

このプランには、「乳幼児期にたくさんの絵本の読み聞かせをしてほしい」、「子どもにたくさん
の本に出会い楽しく読んでほしい」という願いをこめています。子どもが読書を好きになり、自主
的に読書をするようになるためには子どもの発達の段階に応じたさまざまな環境の整備と取組を
継続して実行していくことが必要です。

射水市は、家族の触れ合いやコミュニケーションを大切にすることで、子どもの心の安定と健全な成長のための居場所づくりを目的として「あったか家族応援プロジェクト」を展開しています。このプロジェクトと連携し、家族一緒に過ごす読書生活の充実を促進します。

◆発達段階ごとの読書傾向(※注1)

1. 保育園・幼稚園等の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。

2. 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

3. 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

4. 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、いっそう幅広く、多様な読書ができるようになる。

◆発達段階における本との関わり方(※注2)

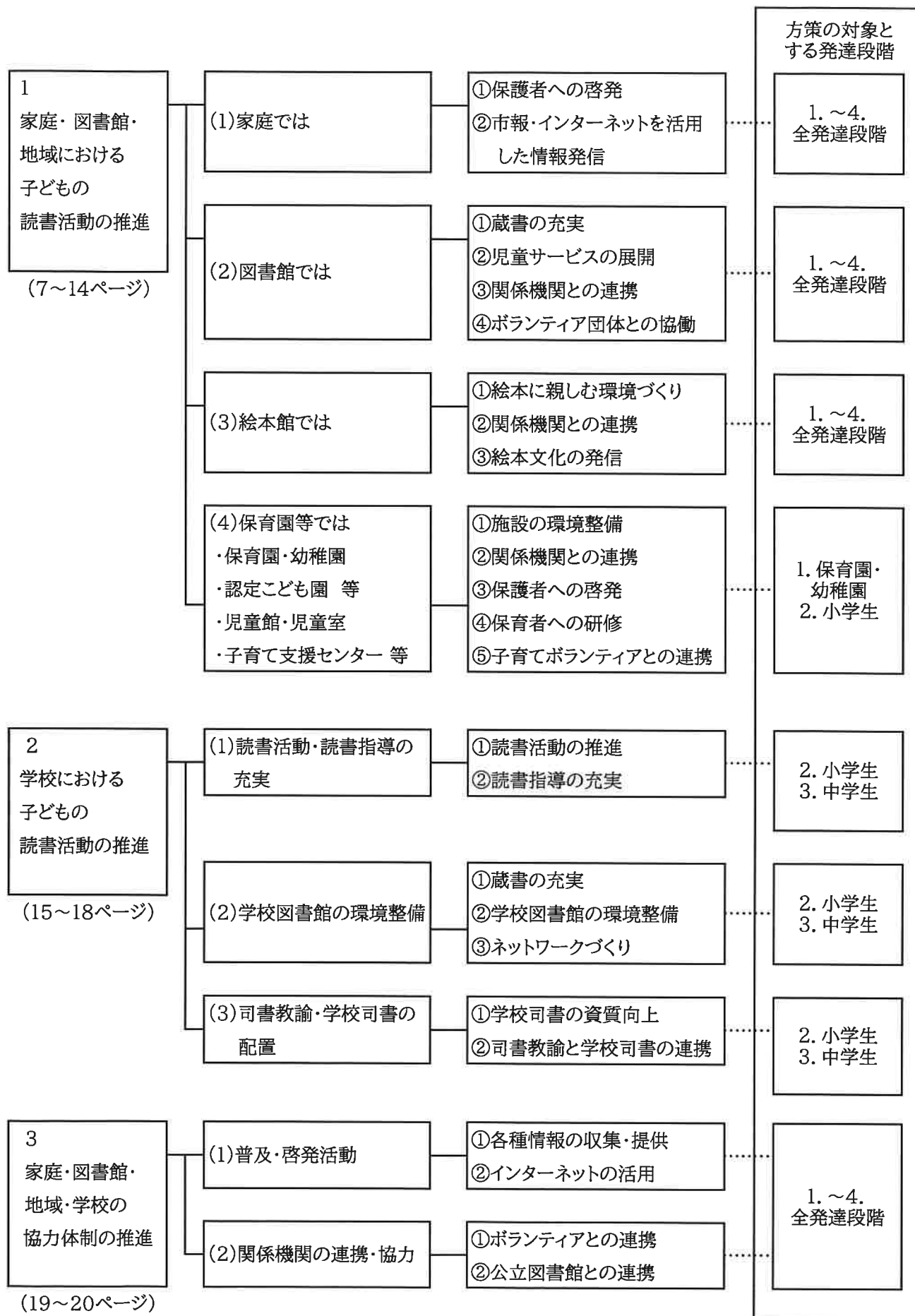
期 間	年 齢	本との関わり方
乳幼児期	0歳 ～ 6歳	本と出会う(乳児)・本を楽しむ(幼児)
小学生期	6歳 ～ 12歳	本に浸る(低学年)・本を活かす(高学年)
中学生期	12歳 ～ 15歳	本から学ぶ
高校生期	15歳 ～ 18歳	本と生きる

(※注1)発達段階ごとの読書傾向

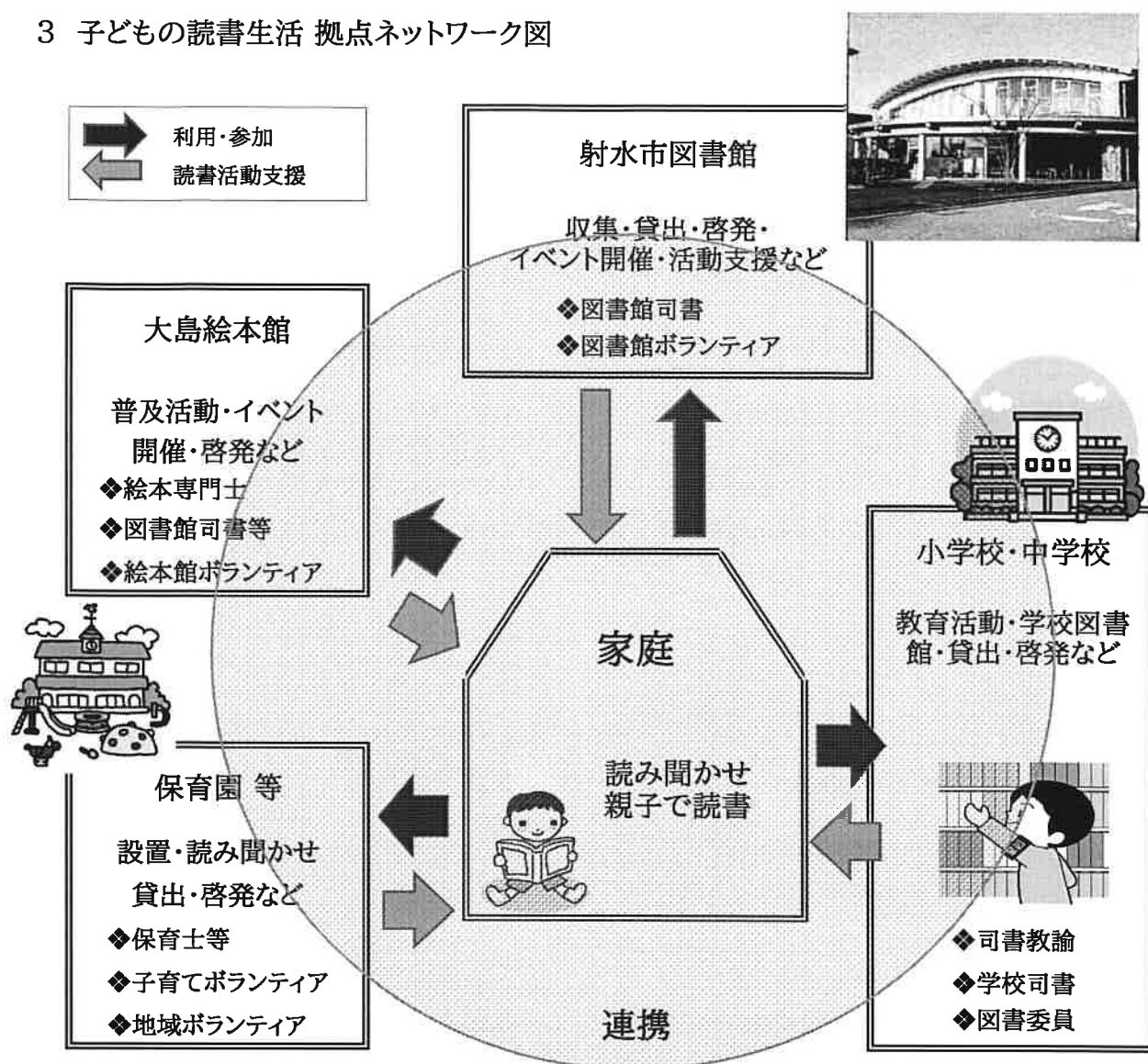
「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)より抜粋

(※注2)発達段階における本との関わり方 参考「富山県子ども読書活動推進計画(第四次)」

2 具体的方策の体系



3 子どもの読書生活 拠点ネットワーク図



◆ 子どもの読書生活充実に係る参考指標【射水市図書館】

項 目	基準値 (H28-H30平均)	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
児童書蔵書冊数 (冊)	—	97,728	107,000
児童書貸出冊数 (冊)	171,464	172,467	183,000
子ども会開催数 (回)	152	109	150
参加人数 (人)	2,481	1,773	2,500
ボランティア登録者 (人)	46	36	50

Ⅲ 子どもの読書生活充実のための具体的方策

1 家庭・図書館・地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。読書の時間が生活の中の習慣になるよう、家庭や地域の大人が意識的に取り入れていくことが大切です。

家庭においては、子どもと一緒に本に触れ、読み聞かせをしたり図書館へ出向いたりして、読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけることが望まれます。家庭における読書は、一冊の本をきっかけとして、家族が話し合う時間を持ち、絆を深めることにもつながります。

また、図書館には、図書資料の充実はもちろんのこと、子どもの読書に係る情報発信の要としての役割が求められます。その他、地域においては、子どもの生活の拠点がある身近な施設に本棚や図書スペースを確保し、保育者と一緒にいつでも気軽に本を手にとることができる環境の整備が求められます。

(1)家庭では

方策の対象とする 発達段階	1	乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
	2	小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
	3	中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ
	4	高校生期	15歳～18歳	本と生きる

現状と課題

多くの家庭では核家族化が進み、仕事や家事により、読み聞かせや、親子読書をするゆとりの時間を持つことが難しくなっています。家庭の中ではテレビやスマートフォン、タブレットなどの電子メディアによって気軽に時間を費やしていることが特徴となっています。

図書館では、定期的に絵本や紙芝居を借りたり、子どもに絵本の読み聞かせをしたりしている保護者の姿を見ることができますが、家庭において子どもと一緒に本に触れ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出してくれる保護者の方々が今後さらに増えるよう、働きかけていくことが求められています。

今後の取組

① 保護者への啓発

- ・図書館で定期的に開催される絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、季節ごとの子ども会への参加を促し、電子メディアにはない絵本の良さを知ってもらいます。
- ・保健センターや子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)は、手遊びや絵本の読み聞かせを体験してもらうことで、身近な大人の読み聞かせを推奨します。
- ・全ての子育て支援施設で赤ちゃんと保護者が直にふれあうことの大切さを伝え、家庭での実践を促します。

② 市報・インターネットを活用した情報発信

- ・市報を利用し、赤ちゃんから高校生までに推奨する幅広い図書の情報を、各家庭で入手できるようにします。
- ・目で楽しんでもらえる多彩な写真やチラシを盛り込むなど図書館のホームページを充実させることで、多くの人の関心を集めるよう努めます。
- ・「子ども会」で使用した絵本や図書館司書がすすめる物語などを「中央図書館情報」で紹介し、家族での図書館利用を促します。

(2)図書館では

方策の対象とする 発達段階	1 乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
	2 小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
	3 中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ
	4 高校生期	15歳～18歳	本と生きる

現状と課題

図書館は、本を中心に、雑誌、新聞などの出版物の他、インターネット端末を設置し、さまざまな資料や情報を収集、整理、保存して利用者に提供しています。同時に、地域の子どもたちに対しては、小さい頃から保護者ととも図書館を利用することで、多くの本の中から好きな本を選んで、読み聞かせや読書を楽しみ、それぞれの興味・関心のある事について調べ、探求する機会を提供しています。

また、地域・家庭、学校、保育園や幼稚園等に、豊富な蔵書を貸し出し、図書館司書が企画した全世代向けの読書案内を行い、地域の読書活動推進の拠点としての役割を担っています。

今後は、これまで図書館へ足を運ぶことのない子どもや保護者に対しても、本の持つ素晴らしさと読み聞かせの大切さを伝えていくことが求められています。

また、デジタル社会等に対応した読書環境の整備を図るとともに、めまぐるしく変化する時代の流れに沿った図書資料の提供も期待されます。

今後の取組

① 蔵書の充実

- ・子どもと保護者の気持ちに寄り添って、子どもの読みたい本や子どもに薦めたい本、調べ学習資料など量・質そろえた蔵書の充実に努めます。
- ・ジェンダーや、SDGsなど、子どもが関心をもつ時事本を積極的に購入します。
- ・障がいのある子どもの読書活動を支援するため、障がいに応じた資料の収集に努めます。
- ・多様性文化を支援するため、外国語の絵本の収集に努め、多様な言語や文化を持つ子どもたちも読書に親しむことができるように努めます。
- ・中学生や高校生が利用しやすくなるよう、電子図書館の導入を目指します。

② 児童サービスの展開

- ・乳幼児から小学生まで楽しむことができる子ども会やお楽しみ会を開催し、子どもたちとその保護者に対する啓発を継続します。
- ・子ども会の企画や、読み聞かせで選んだ絵本、薦めたい本などを掲載する図書館のホームページの充実をはじめ、射水市LINE公式アカウントを用いて情報を多方面に発信します。
- ・季節や時事に合わせた図書の紹介を行います。
- ・図書館見学や学級招待などを実施して、子どもたちが図書館に興味をもつよう努めます。

③ 関係機関との連携

- ・保育園・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校への団体貸出により、子どもたちの読書環境の充実を支援します。
- ・学校図書館と連携を図り、専用学校棚を設置しながら学校における資料相談サービスを支援します。

④ ボランティア団体との協働

- ・読み聞かせ活動を推進するボランティアの養成講座等を開催して、ボランティアの拡充と養成に努めます。
- ・図書館ボランティアの活動を館内掲示板やホームページなどで広く広報します。

◆子どもの読書生活充実と図書館5つのキーワード

i. 魅力ある**子ども会**の開催(図書館を知ってもらう)

……絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ペープサート・紙芝居、ハンドベル、手遊び、わらべうた、なぞなぞなど

ii. **団体貸出**の拡充(たくさんの絵本・良い絵本にふれる、読んでもらう)

……1か月100冊の貸出可

iii. 毎月の**展示会**(親子のなぜなに?に応える)

……季節や時事に合わせた図書の展示

iv. **学級招待**(ウィズコロナ)

……図書館利用のマナー、図書館司書の仕事の紹介

v. **広報・PR**(図書館からの情報と招待状)

……紙媒体・電子媒体による情報発信

令和4年度 読み聞かせ講座の様子



❖「図書館利用アンケート」による利用者の声

(令和4年7月12日から24日まで中央・新湊・正力・下村図書館で実施。回答者数 388 人。)

1. 年齢をおたずねします。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合 計
割合(%)	9.79	2.58	13.40	22.42	12.63	17.01	22.16	100.00

2. 今日は、お子さん(お孫さん)もいっしょですか。

	はい	いいえ	合 計
割合(%)	22.59	77.41	100.00

3. 図書館に来られる頻度はどのくらいですか。(市内外の図書館を問いません)

	年に1回	1か月に1回	1か月に2回	1週間に1回	1週間に2、3回	ほぼ毎日	合 計
割合(%)	5.22	17.66	39.05	23.38	12.44	2.24	100.00

4. 本日の図書館利用の目的は何ですか。(複数回答可)

	返却貸出	調べもの	新聞雑誌	学習利用	催事参加	休 憩	合 計
割合(%)	66.24	7.43	8.92	14.65	2.12	0.64	100.00

5. 子どものより良い読書環境づくりのために図書館に必要なものは何だと思いますか。

該当すると思うものに3つまで○をつけてください。

〈○の多かった順に〉

1. 児童図書の充実 2. 学習スペースの充実 3. 子ども会など親子ふれあい催しの実施
4. 専門図書の充実 5. 子育てと読書に関する講演会や研修会の開催
6. レファレンスサービス(※注3)の充実 7. 電子図書の充実

〈その他〉－抜粋－

◇親が率先して図書館に来て、子どもに本を図書館で借りるという経験をさせ、期限内に本を返すというルールも教える。

◇学習の合間に読書ができる利点を考え学習スペースをもっと拡大して、親子で利用すると未来につながるのでは。

◇防音施設のある子ども室があれば小さい子ども連れの親ももっと来やすくなるのでは。

◇絵本関連のおもちゃなどを置いたちょっとした遊びコーナーを設けるとよい。

◇パソコン以外の楽しい世界を教えてあげられる読み聞かせや楽しい企画を行う。

◇百科事典などを充実させて、その場ですぐに見ることのできるスペースを設ける。

◇立ち寄りたくなる雰囲気づくりと声掛けのある図書館。

◇近くで調べものができる館という環境づくり。

(※注3)レファレンスサービス 図書館員が調べものや探しもののお手伝いをすること。

(3)絵本館では

方策の対象とする 発達段階	1	乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
	2	小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
	3	中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ
	4	高校生期	15歳～18歳	本と生きる

現状と課題

射水市大島絵本館は、本市特有の絵本ブランド発信の拠点です。「感じる・つくる・伝える」の3つのコンセプトのもと、絵本文化や芸術の振興及び児童の健全な育成に関する様々なソフト事業を行っています。

ライブラリーやキッズガーデン(読書スペース)では、所蔵する約18,000冊の絵本を自由に読むことができ、ギャラリーでは国内外で活躍する絵本作家の原画展などを開催しています。また、ワークショップにより手づくり絵本や工作等の体験活動を実施し、親子や家族がふれあいながら、絵本文化を楽しむ機会を提供しています。

加えて、コンサートや人形劇などの様々なイベントを実施し、表現活動の鑑賞や参加機会を提供し、児童が感性や創造力を育む場面づくりにも積極的に取り組んでいます。毎年開催される「おおしま国際手づくり絵本コンクール」では、国内外の子どもから大人まで幅広いみなさんの創作活動の発表の場となっており、市内のみならず広く絵本文化振興の拠点としての役割を担っています。

来館者の内訳をみると、市外からのリピーターの割合が高い傾向にあります。今後は、より一層、市内の未就学児や小学生が本に親しむ習慣と心の豊かさを育めるよう、その利用者数を伸ばしていくことが求められることから、関係機関とも連携しながら、絵本の魅力を更に発信していく必要があります。

◆大島絵本館のコンセプト

感じる(Feel)・・・見て、感じて、豊かな心へ

つくる(Make)・・・見て、作って、新たな発見へ

伝える(Tell)・・・心から心へ、そして世界へ

今後の取組

① 絵本に親しむ環境づくり

- ・絵本館スタッフやボランティアによる読み聞かせ会の実施により、乳幼児期に絵本と触れ合う機会を提供します。
- ・創作教室やワークショップにおいては、児童の感性や創造力を育むとともに、親子と一緒に絵本に親しむことができるよう、継続して新しいメニューを提供します。
- ・世界の絵本やバリアフリー絵本を取りそろえ、多様な言語や文化、障がいのある子どもたちも一緒に読書を楽しめるよう努めます。
- ・絵本原画展の企画により、絵本のもつ美術的側面や癒しの効果を紹介することで、幅広い世代の方に絵本や読書の魅力を再認識する機会を提供します。

② 関係機関との連携

- ・子育て関連施設等市内関係機関と連携して、絵本の読み聞かせや絵本づくりなどの出前講座・出店事業を実施し、絵本に触れる機会を提供します。
- ・図書館職員や読み聞かせボランティアなど読み聞かせに携わる方々を対象に、講演や研修を実施し情報交換を行います。

③ 絵本文化の発信

- ・「マグちゃん通信」の発行や「おおしま国際手づくり絵本コンクール」の開催、絵本をテーマにしたイベント等により、本市特有の絵本文化を全国に発信します。
- ・全国の絵本を専門とした美術館等と連携し、絵本文化の発展とPRに努めます。

(4) 保育園等では

方策の対象とする	1 乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
発達段階	2 小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす

現状と課題

市内に33か所ある保育園や幼稚園、認定こども園等では、幼児が絵本や物語などに親しむよう絵本や物語の読み聞かせが行われています。市内に10か所ある児童館・児童室でも、図書室を設置することが決められており、子どもたちにとって地域の身近な読書活動支援の場となっています。

また、保育園などで行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、保護者に対し読み聞かせの大切さや意義を知らせ、家庭での読み聞かせの推進をしています。子育て支援センター、つどいの広場や放課後児童クラブ(学童保育)など、多くの施設にも本棚が設置されています。

本好きの子どもを育てるためには、子どもと保護者が密接な関係にある乳幼児の時期と小学校低学年の時期に家庭と子育て支援施設相互からの取組が必要です。それと同時に、保育者には子どもの発達段階に応じた絵本や児童書を適切に選ぶことが求められます。

今後の取組

① 施設的环境整備

- ・季節や子どもの興味に応じて環境を工夫した読書スペースや絵本コーナーなど、本を手にとって自由に親しむ場を確保します。
- ・絵本や物語、図鑑など子どもが興味を持つ図書を常設します。

② 関係機関との連携

- ・子どもが年齢や発達段階に応じた絵本や図鑑などを一冊でも多く手にすることができるよう、図書館の団体貸出制度を活用します。
- ・施設職員や読み聞かせをしているボランティアの方を対象に図書館が作成した、読み聞かせに適した絵本の紹介ページを利用します。
- ・絵本館と連携して、絵本の読み聞かせや絵本づくりなどを実施します。

③ 保護者への啓発

- ・保育だよりを利用し、絵本の読み聞かせのすすめや親子読書の案内を行います。
- ・保育参観では、大島絵本館の「手づくり絵本コンクール」参加作品を親子で作るなどして、親子で絵本に触れる機会を提供し、親子で読書の楽しさを実感してもらいます。

④ 保育者(保育士・幼稚園教諭・保育教諭など)への研修

- ・図書館司書や図書館ボランティアの協力により、年齢に応じた読み聞かせの絵本や本の紹介を受けながら、より子どもが本に関心を持てるよう、発達段階に応じた選書についての情報収集を行います。
- ・読み聞かせの技術の向上や、子どもの読書活動に関する情報を得ることができるよう、富山県保育士会が主催する「絵本の魅力」などの講演会に参加するなど、保育士や幼稚園教諭の研修参加の機会を積極的に設けます。

⑤ 子育てボランティアとの連携

- ・地域のボランティアグループと連携しながら、絵本の読み聞かせや大型紙芝居などにより、親子へ物語の楽しさと大切さを伝えます。

◇施設の取組状況

【保育園・幼稚園】 21か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	取組内容	環境面の工夫
市立保育園 (11か所)	12,639 冊 (550～ 2,500 冊)	・保育者や地域ボランティアによる読み聞かせ ・更生保護女性会の読み聞かせ ・「絵本だより」を発行 ・保育園ごとに「絵本係」を選出し、保護者アンケートを実施、親子読書の良さを推奨 ・週末ごとの絵本の貸出	・本に親しむことができる絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・季節や子どもの興味に応じた絵本展示と提供
私立保育園 (9か所)	8,815 冊 (105～ 1,600 冊)		
市立幼稚園 (1か所)	1,000 冊		

【認定こども園】 8か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	取組内容	環境面の工夫
市立 (1か所)	2,200 冊	・保育者や地域ボランティアによる読み聞かせ ・手あそびやおはなし会 ・絵本の貸出	・明るい絵本コーナーの設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・季節や子どもの興味に応じた絵本展示と提供
私立 (7か所)	7,010 冊 (300～ 1,700 冊)		

【事業所内保育施設・企業主導型保育施設】4か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	取組内容	環境面の工夫
事業所内 保育施設	330冊 (30～ 300冊)	・毎日の朝や帰りの会での 読み聞かせ ・ボランティアの絵本読み聞 かせ会	・毎月各クラスに月刊誌の購読 ・読書の秋(9月)に各クラスに絵本 を購入
企業主導型 保育施設	540冊 (200～ 340冊)	・一人の子どもと一人の保 育者での読み聞かせ	・毎月3つの訓練(交通安全指導・避 難訓練・防犯訓練)での紙芝居

【子育て支援センター、つどいの広場、児童館・児童室】19か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	取組内容	環境面の工夫
子育て支援 センター つどいの広場	1,324冊 (30～ 560冊)	・絵本の読み聞かせ、パネ ルシアター、ペープサート など	・居心地の良い絵本コーナーの設置 ・発達に応じた絵本や図鑑の提供
児童館 児童室	7,120冊 (100～ 1,500冊)	・絵本の貸出	・季節や子どもの興味に応じた絵本 展示と提供

【放課後児童クラブ(学童保育)】22学級（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	取組内容	環境面の工夫
放課後児童 クラブ (学童保育)	約 5,200冊 (1学級 60冊 ～700冊)	・毎日読書の時間を設定 ・季節や行事に合わせた紙 芝居や絵本の読み聞かせ	・いつでも本を手にとれる本コーナ ーを設置 ・発達に応じた絵本や図鑑の提供

2 学校における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は重要な役割を担っています。昭和22年に制定された学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、現学習指導要領においても「言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること」とされています。

これらをふまえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められています。

(1) 読書活動・読書指導の充実

方策の対象とする	2 小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
発達段階	3 中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、全校一斉の読書活動を制限することはありましたが、授業中にクラス単位で学校図書館を利用するなど、各校各学年で工夫しながら学校図書館の利用時間の確保に努めており、学校図書館における年間1人当たりの図書貸出冊数は、平成28年度と比較すると、小中学校共に増加しています。

今後は、学年が進み習い事やスポーツ少年団、部活動への参加などにより、ゆっくり読書をする時間やゆとりをもつことができない子どもに対して、学校の時間内による読書習慣の指導を、さらに工夫することが求められます。

今後の取組

① 読書活動の推進

- ・教育活動や校内研修、研究会などを通じて、学校全体で学習活動と読書活動を推進します。
- ・学校図書館の利用や読み聞かせ、朗読などの一層の実施を目指し、また年間を通じた1か月の自らの読書目標冊数の設定等を通じて、子どもが自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。

② 読書指導の充実

- ・発達の段階に応じた推薦図書や必読図書を、射水市内の司書教諭(※注4)並びに学校司書(※注5)が中心となって選定し、富山県や射水市ゆかりの物語や作家、人物の図書の選定により、ふるさと射水市を知ってもらうよう推進します。
- ・子ども図書委員会では、図書館での貸出や返却などの受付の他、低学年に絵本の読み聞かせを行い、子どもが編纂した図書館新聞などでおすすめの本を紹介するなど、自ら読書活動の推進を行うよう積極的に参画します。

(2)学校図書館の環境整備

方策の対象とする	2 小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
発達段階	3 中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ

現状と課題

学校図書館では蔵書の充実を図るため、毎年、計画的に図書資料を購入しており、学校図書館図書標準(※注6)を達成している学校数を増やすとともに、1人当たり蔵書冊数についても着実に数を伸ばしてきたところです。

学校図書館図書標準は、児童・学級数等に影響を受けることから、今後も継続的に適正な図書整備を進める必要があり、すべての小中学校において標準に達することが求められるだけでなく、さらにその整備率を伸ばしていくよう期待されています。

今後の取組

① 蔵書の充実

- ・児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくために、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料(※注7)を整備・充実します。
- ・各教科、道德、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるなど、蔵書の計画的な更新に取り組みます。
- ・外国にルーツのある児童生徒の在籍状況を踏まえ、児童生徒の相互理解が深まるよう外国語の図書等、様々な形態の蔵書の充実に努めます。

② 学校図書館の環境整備

- ・NDC 日本十進分類法(※注8)に基づいた書架のレイアウトや配架に工夫をこらしながら、先進的な事例を取り入れます。季節や学習の流れに沿った掲示物や展示物を置き、親しみやすく、居心地の良い図書館づくりに努めます。また、調べ学習が意欲的にできるよう支援します。
- ・児童生徒や教職員が利活用しやすい学校図書館の開館時間について取り組むよう努めます。

③ ネットワークづくり

- ・資料の貸出返却と蔵書管理をする学校図書館ソフトを活用しながら、ICT(情報通信技術)の進展等を踏まえた、他の学校図書館や市の図書館と情報が共有できるネットワークづくりを目指します。

(※注4)司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる教諭をいう。学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校に必置となった。

(※注5)学校司書

学校図書館法(平成27年4月1日一部改正法施行)第6条に規定された、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員をいう。

◇公立小学校・中学校の取組状況

(令和4年3月調査)

項 目					学校図書館図書標準 の達成状況			1人当たり 蔵書数と貸出冊数	
年度	区分	学校 総数	学級 総数	児童 生徒 総数	75～ 100% 未満の 学校数	整備率 の 平均値 (%)	基準を 達成し ている 学校数	蔵書 冊数	貸出冊数
平成 28年	小学校	15	203	5,195	1	109.1	14	26.5	65.1
	中学校	6	92	2,782	1	100.6	5	26.8	10.8
令和 3年	小学校	15	206	4,595	1	114.2	14	30.6	69.4
	中学校	6	82	2,559	0	115.5	6	30.4	11.4

◆学校図書館の主な活動内容

◇小学校

- ・毎月25日の「あったか家族の日」にあわせ、年6回ファミリー読書チャレンジ週間を実施、ファミリー読書カードを活用。
- ・学年ごとの貸出ランキングを発表。
- ・学級ごとの貸出数と一人あたりの冊数を発表。
- ・年間目標貸出冊数達成者人数と名前の発表。
- ・「読書のあしあとノート」の活用。
- ・青少年読書感想文全国コンクール課題図書の紹介と読書感想文を書くコツ！の紹介。



<児童生徒に向けて配布された学校図書館だより>

◇中学校

- ・図書委員会主催の「図書室スタンプラリー」の開催。
- ・図書委員会による挿絵コンテストの開催。
- ・図書委員によるわたしのイチオシ BOOK の紹介。
- ・「教えて！あなたのベスト本」アンケート結果の紹介。
- ・「プラスワン券」の配布(通常3冊、夏休み5冊)。
- ・図書委員会による読まなくなった絵本の回収(保育園などへ寄付)。



(3) 司書教諭・学校司書の配置

方策の対象とする	2	小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
発達段階	3	中学生期	12歳～15歳	本に学ぶ

現状と課題

現在、射水市ではすべての小中学校に司書教諭並びに学校司書が配置されています。司書教諭等を中心に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の研究をすすめ、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図っています。

学校司書の専門的な知識や経験を生かしながら、学校図書館を活用した教育活動をさらに充実していくためには、司書教諭と学校司書が連携して取り組んでいくことが求められています。

また、児童生徒が質の高いサービスをどの学校でも同等に受けられるためには、学校司書間で、情報交換を通じた資質の向上を図りながら、運営に係る共通理解を深めることが大切です。

今後の取組

① 学校司書の資質向上

- ・学校司書の資質向上を図るための研修会を年2回以上実施し、意見発表の場を増設します。
- ・図書委員会と工夫しながら各学校現場に沿った「図書館だより」を作成し、新着図書の案内だけでなく様々な企画を行い子どもの読書への関心と習慣を推奨します。
- ・児童生徒が同じ質・量のある図書サービスを受けるため、学校司書が中心となって、基本的な学校図書館マニュアルについて考えます。

② 司書教諭と学校司書の連携

- ・司書教諭と学校司書が連携して、児童生徒や教師の「読みたい」や「知りたい」気持ちに十分応えることができるよう積極的に働きかけます。

(※注6) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省(当時文部省)が定めたもの。学校規模ごとに目標数が異なり、蔵書の目標数に対する達成割合を整備率で表す。

(※注7) 学校図書館資料

学校図書館法第2条に規定する図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料。

(※注8) NDC 日本十進分類法

日本で使われている図書分類法。図書の主題となる、あらゆる知識を1～9の数字を用いて分類し、どの区分にも属さない全般的なものには0を用い、さらに、0～9に分けるという繰り返して分類を細分化したもの。

3 家庭・図書館・地域・学校の協力体制の推進

スマートフォン、電子書籍の普及や、SNS等を代表とするコミュニケーション手段が多様化する中で、子どもの自主的な読書活動を推進し、読書生活が充実したものになるためには、家庭・図書館・地域・学校がそれぞれの役割と責務を担うとともに、これまで以上に関係機関が協力し、地域社会全体における、子どもの読書活動推進体制を整備することが必要です。

(1) 普及・啓発活動

方策の対象とする 発達段階	1	乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
	2	小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
	3	中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ
	4	高校生期	15歳～18歳	本と生きる

現状と課題

図書館等の施設では、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の期間だけでなく、一年を通じて、子ども会等のイベントを開催しながら、子どもに関心のある本や読んでほしい本の展示方法も工夫しています。

すべての子どもが読書活動の恩恵を受けられるような読書活動を推進するためには、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ各施設の来館者数を回復させるよう努めながら、施設の持つ幅広い機能を様々な手段で発信するなど、行政を中心とした積極的な広報活動と情報提供が必要とされています。

今後の取組

① 各種情報の収集・提供

- ・長く読み続けられてきた絵本や物語などの情報を提供し、子どもに良い児童書を推奨します。
- ・地域の施設や学校に団体貸出を推奨し多くの本を提供して意識の啓発を図ります。
- ・社会保障審議会(※注9)が推薦する「子どもに読んでほしい本」の周知・普及をはじめ、優良図書リストなどにより、良書を知り、良書に触れる機会が増える情報を発信します。

② インターネットの活用

- ・図書館ホームページ更新は毎週行い、図書館と読書により興味を持ってもらうよう魅力あふれる情報を送ります。
- ・図書館蔵書検索システムを活用し、新着本の紹介や予約本ランキングを送ります。
- ・「保育園や児童室で」など乳幼児向けの絵本の紹介や、「学校図書館で」など児童生徒向けの図書を選書したページを作成して図書を紹介する取り組みに努めます。
- ・射水市 LINE 公式アカウントを用いて、図書館情報を送ります。

(※注9) 社会保障審議会

厚生労働省に設置されている社会保障制度や人口問題等を調査審議する審議会。

(2)関係機関の連携・協力

方策の対象とする 発達段階	1 乳幼児期	0歳～6歳	本と出会う・本を楽しむ
	2 小学生期	6歳～12歳	本に浸る・本を活かす
	3 中学生期	12歳～15歳	本から学ぶ
	4 高校生期	15歳～18歳	本と生きる

現状と課題

現在、子どもが年齢に応じて通う施設や学校には必ず本棚が設けられており、自由に本を手にとって読むことができるよう環境を整えています。病院の小児科の待合室においても読書をすすめるポスターが掲示され、本棚も設置されています。その他、書店においては子どもに良書をすすめるポスターが掲示されるなど、様々な場所で子どもに対する読書活動は行われています。

学校等の各種施設で読書活動を行うことは、本を身近に感じられるきっかけを提供することで読書の良さを子どもに伝え、家に帰った子どもが学校での出来事を報告しながら家族に伝え、やがて、家族で関心のある本を探しに地域の図書館や書店へ行くように、地域全体の読書活動を循環させることにつながるものと期待しています。

今後、地域全体で連携してこれらの取組を間断なく継続させていくためには、各施設と情報を共有しながら、人材を継続的に確保していく必要がありますが、図書館におけるボランティア登録者においては、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたこともあり、その数が減少している状態です。

今後の取組

① ボランティアとの連携

- ・地域ボランティアや絵本館ボランティア、図書館ボランティア、学校図書館ボランティアの皆さんと連携をとり、子どもの読書生活の充実に取り組みます。
- ・「図書館ボランティア1日体験会」を実施して、多くの人にボランティアの楽しさを知ってもらいます。
- ・図書館職員が中心になって読み聞かせボランティア講座に積極的に参加し、県内外のボランティア事例を調べ、ボランティア育成講座の参考にします。

② 公立図書館との連携

- ・地域の学校図書館や県内外の図書館との連携を繋げ、関係機関へ積極的に資料や情報提供を行い、図書資料の整備並びに子どもの読書生活の充実に取り組みます。
- ・市が定めた毎月25日の「あったか家族の日」に合わせて、親子が一緒に料理やおしゃべりができる絵本を図書館で紹介するなど、あったか家族応援プロジェクトと連携するよう努めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の協力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定までの経緯

令和4年 7月	現行プランの取組状況について各関係機関へ 実施調査 射水市図書館4館で利用者アンケートを実施
8月	第1回図書館協議会で策定素案提示と意見聴収
10月	第2回図書館協議会で修正素案提示と意見聴収
12月	定例教育委員会に提示
令和5年 3月	「射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)」公表

編集担当

地域・家庭	生涯学習・スポーツ課
保育園・幼稚園・認定こども園	子育て支援課
学校	学校教育課
図書館	中央図書館

